

公 示

個人タクシーの特例新規許可に係るくじ引きの実施について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	4
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案	・・・	6
指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について	・・・	8
道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について	・・・	9

公 示

◎個人タクシーの特例新規許可に係るくじ引きの実施について

令和4年10月18日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の参入枠を超えた場合のくじ引きの取扱いについて」に基づき、参入枠を上回る申請があったので下記によりくじ引きを実施する。

令和8年7月9日

関 東 運 輸 局 長

記

実 施 日	令和8年8月5日（水）
対 象 営 業 区 域	埼玉県 県南中央交通圏
実 施 時 間	13時10分 ～ 14時30分
実 施 会 場	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 関東運輸局 18F 会議室

（備考）問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 045-211-7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年7月9日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B31号 株式会社 福寿屋

1. 令和8年5月18日
2. 群馬地区(旧群馬県B地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

(ア) 特定大型車	B運賃
(イ) 大型車	B運賃
(ウ) 普通車	B運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年7月9日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B32号 株式会社 メディカルレジストリー

1. 令和8年5月25日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

- | | |
|---------|-----|
| (ア) 大型車 | B運賃 |
| (イ) 普通車 | B運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年7月9日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B33号 株式会社 ホリイ新聞店

1. 令和8年5月25日
2. 栃木地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

(ア) 特定大型車	上限運賃
(イ) 大型車	上限運賃
(ウ) 普通車	上限運賃

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年6月30日 関 東 運 輸 局 長 藤 田 礼 子

記

事案番号 26F04

1. 事業者の氏名及び住所
東京国際第一交通 株式会社
東京都葛飾区西水元2丁目10-20
2. 予定される処分内容
道路運送法第86条第1項の規定違反による同法第40条の規定に基づく事業の停止処分
3. 聴聞の期日
令和8年7月21日(火) 午後1時30分～
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年7月7日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 26F05

1. 事業者の氏名及び住所

東遠運輸 株式会社

東京都江戸川区平井4-20-15-821

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年7月28日(火) 午前10時00分～

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社オートアールズ

代表取締役 野田 晋作

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

車検の速いち おおたモール店

群馬県太田市飯塚町705番1

認証番号 第7-3819号

指定番号 関東指第7-1002号

4. 期 日

令和8年7月24日（金）13時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の3第1項、第94条の6第1項の規定違反

令和8年6月29日

関東運輸局長

藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名

茨城ダイハツ販売株式会社
代表取締役 中島 健二

2. 事業場の名称、所在地、認証番号

茨城ダイハツ販売株式会社 美野里センター
茨城県小美玉市西郷地1520番地
認証番号 第5-2959号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和8年7月10日 から
令和8年7月29日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項
及び同法第91条の3の規定違反

令和8年7月1日

関東運輸局長 藤田 礼子